

令和6年監公表第7号

地方自治法第199条第1項及び第2項の規定に基づき、大府市監査基準に基づいて、監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和6年11月11日

大府市監査委員 丸 山 修

大府市監査委員 外 園 茂

1 監査の種類

財務監査及び行政監査

2 監査の対象

市民協働部（神田公民館、東山公民館、吉田公民館）

3 監査の着眼点（評価項目）

事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか。

4 監査の実施内容

実施期日 令和6年9月20日

実施範囲 令和6年4月1日から令和6年7月31日までに執行した事務

実施項目 事務の執行

5 監査の結果

上述のとおり監査した限りにおいて、重要な点においては、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが認められる。

6 是正又は改善が必要であると認める事項

なし